



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) ダイレックス中野店
中野市大字吉田字北川原608番ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
- 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ダイレックス株式会社
代表取締役 五味 肇
佐賀県佐賀市高木瀬町大字長瀬930番地
未定
- 大規模小売店舗の新設をする日
令和7年1月28日
- 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,373平方メートル
- 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - 駐車場の収容台数 58台
 - 駐輪場の収容台数 20台
 - 荷さばき施設の面積 101平方メートル
 - 廃棄物等の保管施設の容量 8.05立方メートル(注) 各施設の位置は、届出書に添付された図面のとおり
- 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	小売業者名	開店時刻	閉店時刻
1	ダイレックス株式会社	午前9時	午後10時
2	未定	午前7時	午後8時

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

時間帯
午前6時30分から午後10時30分まで

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
入口 3か所 出口 3か所 合計 6か所
(注) 位置は届出書に添付された図面のとおり
- 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	時間帯
1	24時間
2	24時間

- 8 届出年月日
令和6年5月27日
- 9 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課
- 10 縦覧の期間
令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
- 11 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。
- 12 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は北信地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月1日

長野県知事 阿部 守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
佐久小田井ショッピングセンター
佐久市小田井613番地1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社タカサワマテリアル
佐久市野沢94番地1
- 3 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
アークランズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
株式会社三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
株式会社ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
藤久株式会社	筒井 和宏	愛知県名古屋市中村区高社1-210
株式会社シーシーディ	小森 繁	東京都千代田区神田紺屋町7番地 神田システムビル2F
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社寝具館	西澤 仁志	佐久市小田井613-1
株式会社グローバルネクスト	大森 孝広	上田市天神3-5-1
ベリンダ	木内 めぐみ	佐久市小田井613-1
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳一丁目15番地3
株式会社土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3 3F

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
アー克蘭ズ株式会社	坂本 晴彦	新潟県三条市上須頃445番地
ウエルシア薬局株式会社	田中 純一	東京都千代田区外神田二丁目2番15号
株式会社三喜	野田 孝文	千葉県柏市中央町4-20
株式会社ワシントン靴店	北川 裕久	富山県富山市婦中町青島401
株式会社大創産業	矢野 靖二	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号
藤久株式会社	筒井 和宏	愛知県名古屋市名東区高社1-210
株式会社シーシーディ	平野 英明	東京都千代田区神田紺屋町7番地神田システムビル2F
株式会社ハニーズホールディングス	江尻 義久	福島県いわき市鹿島町走熊七本松27-1
株式会社寝具館	西澤 仁志	佐久市小田井613-1
株式会社グローバルネクスト	大森 孝広	上田市天神3-5-1
ベリンダ	木内 めぐみ	佐久市小田井613-1
イオンビッグ株式会社	小林 健太郎	愛知県名古屋市中村区名駅5-25-8 第二友豊ビル
株式会社平安堂	高澤 曜宏	長野市南千歳一丁目15番地3
株式会社土屋鞆製造所	土屋 成範	東京都千代田区外神田6-8-3 3F

4 変更した年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年5月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年7月1日から令和6年10月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は佐久地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン長野三輪

長野市三輪九丁目43番24号ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	野々口 剛	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

4 変更した年月日

令和6年4月1日

5 届出年月日

令和6年5月1日

6 届出書の縦覧の場所

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

7 縦覧の期間

令和6年7月1日から令和6年10月31日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

令和6年7月1日

長野県知事 阿部 守一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーブデンキ西和田店

長野市西和田一丁目304番1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社

東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	西喜多 浩	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
三菱HCキャピタルエステートプラス株式会社	野々口 剛	東京都千代田区丸の内一丁目6番5号

4 変更した年月日

令和6年4月1日

- 5 届出年月日
令和6年5月2日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課
- 7 縦覧の期間
令和6年7月1日から令和6年10月31日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県産業労働部産業立地・IT振興課又は長野地域振興局商工観光課

産業立地・IT振興課

公告

次の宅地建物取引業者の事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第67条第1項の規定により公告します。

令和6年7月1日

長野県知事 阿部 守一

名称	代表者氏名	事務所所在地	免許番号	免許年月日
アーモンド	太田 芳造	長野市中越一丁目3番73号	長野県知事(9)第3387号	令和5年1月25日

建築住宅課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年7月1日

長野県諏訪建設事務所長 胡桃 敏成

- 1 許可番号
令和6年1月31日 長野県諏訪建設事務所指令5諏建第126-4号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
茅野市豊平字東嶽4734-293、4734-2682、4734-3546、4734-7534の内、4734-8044、4734-8045、4734-8046、4734-8064、4734-8072
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
茅野市湖東8095-2
長野総合株式会社 代表取締役 小平 守

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年7月1日

長野県長野建設事務所長 坂口 一俊

- 1 許可番号
令和6年4月23日 長野県長野建設事務所指令6長建第42-2号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
須坂市墨坂南5-1074-3（1工区）

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

松本市双葉22-1

ミサワホーム甲信株式会社 代表取締役 芹澤 剛

都市・まちづくり課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和6年7月1日

長野県長野建設事務所長 坂口 一 俊

1 許可番号

令和6年1月24日 長野県長野建設事務所指令5長建第62-20号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上高井郡小布施町大字北岡470-2、470-7、470-8、470-14、470-15

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市青木島大塚696-1 サン新町202号室

長田 和 士

上高井郡小布施町北岡470-2

長田 徳 子

都市・まちづくり課